

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」案に対する県民意見公募(パブリックコメント)意見と対応の内容

NO	ページ	項目	意見の内容・理由	対応の内容
1	4	第1 農業経営基盤の 強化の促進に関 する基本的な方 向	<p>農業経営基盤強化促進のための新たな農業参入対象者を企業として、第1-3-エの表題が「企業の農業参入」となっているが、農福連携による新規参入者として社会福祉法人等もこの分野を視野に入れて、自ら農地を所有し農業を行う福祉参入型の将来構想を持っている法人もあることから、この表題を(企業の農業参入)から(企業等の農業参入)とし、同14行目の(多様な担い手として、企業の農業参入の支援を行う)を(多様な担い手として、企業等の農業参入の支援を行う)とすべきである。</p>	<p>貴見のとおり、修正します。 (修正前) 企業の農業参入 (修正後) 企業等の農業参入 また、農業経営基盤強化促進法の基本要綱で「農業を担う者」の考え方が示されたため、下記のとおり修正します。 (修正前) 多様な担い手として (修正後) 農業を担う者として</p>
2	17	第2 効率的かつ安定 的な農業経営の 基本的指標	<p>効率的かつ安定的な農業経営の基本指標として、地方別経営類型が示されている。その中で(地方名いわき-表の6の花き・花木の項目)において、シクラメン、花壇苗、カーネーションと具体的品目名とその経営面積が示されているが、鉢花類は嗜好品であり流行に左右される作物である。</p> <p>シクラメンについては約25年前のバブル崩壊と共に値くずれを起こし、県内全域のシクラメン生産者は1~2名を除いて、今日に到るまでシクラメン部門は損益分岐点以下の経営を強いられており、現在の市場価格では企業の経営に馴染む作目にはなり得ない。</p> <p>その後流行した母の日のカーネーションは、消費者の嗜好の変化から、震災後にはすでに価格の下落が始まっており、今日に到るまで下げ止まっておらず、次の嗜好商品への移行はすでに始まっている。また、カーネーションは、特定の時期数日間の瞬間的需要のみで、出荷が1日ずれただけで全く値段がつかなくなり、大きな赤字を背負う投機的作目であることから、全国的にカーネーション栽培からの撤退が進んでいる。</p> <p>さらに花壇苗は、生産者にとって安値作目からの代名詞とも言えるもので、これの専作経営は、設備投資を極力おさえた経営を行っていた茨城県の産地消滅を見ても明らかなように、施設の空間期利用作目にすぎない。他作目との連携の中で生産される作目であることは、企業の経営においても変わりはない。</p> <p>以上を踏まえ、ここに示された「効率的かつ安定的な農業経営」を行うにあたり、すでに魅力を失った品目を列挙し、これだけの面積の経営を行えば安定的経営が行えたとし、経営面積まで示す根拠と行政の真意が全く解らない。これは、花き・花木に限らず、果樹等においても県内各地方全てに共通している。</p> <p>また、ここに示された経営面積とは、敷地面積なのか、施設面積なのか、栽培ベンチ面積なのかすら分からない。さらには現在の経営面積なのか、今後の目標面積なのか、そこで生産される鉢数や平均単価すら明確でないまま安定的農業経営といわれても、机上の空論といわれても仕方ないだろう。</p> <p>そして問題なのは、このような空論ともいえる方針を示され、それに基づいて施策を行う市町村による生産者の選別が現実に行われているということである。いわき市においては、シクラメンを生産していないという理由だけで、今後伸びることが見込まれる作目の生産者を門前払いにしたケースがあり、いわき市花き鉢物研究会から強い抗議が出されたのは2年前の事である。また、他市町村でも同様のケースがあったらしいと聞いている。</p> <p>以上のことから17ページの第2-1-いわき-表の6においては、<u>作目名を示さず(鉢花)とまとめ、経営規模の欄を(敷地の目標面積)とすべきである。</u></p>	<p>御意見ありがとうございます。今回の改正は、法改正に伴う部分のみの改正であるため、当該部分は法改正により変更を伴わない部分であることから、現行のままとさせていただきます。</p> <p>なお、本方針は5年ごとに見直すこととされているため、令和7年に予定している全体見直し時に、検討させていただきます。</p>